各管区警察局広域調整担当部長 警 視 庁 交 通 部 長 殿 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 原議保存期間
 10年(平成40年3月31日まで)

 有効期間
 一種(平成35年3月31日まで)

警察庁丁運発第50号警察庁丁交企発第84号警察庁丁交指発第24号 平成29年4月4日警察庁交通局運転免許課長警察庁交通局交通企画課長警察庁交通局交通企画課長

- 二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対する協力上の留意事項について(通達)
- 二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対する協力については、「二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対する協力について」(平成29年4月4日付け警察庁丙運発第7号、警察庁丙交企発第81号、警察庁丙交指発第14号)によって通達されたところであるが、協力に当たっては次の事項に留意し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「二輪車安全運転推進委員会の行う二輪車安全運転講習に対する協力上の留意事項について」(平成16年1月27日付け警察庁丁運発第11号、警察庁丁交企発第11号、警察庁丁交指発第16号)は、廃止する。

記

1 協力の対象となる講習

(1) 二輪車安全運転講習

自動二輪車による交通事故を防止するため、二輪車安全運転推進委員会(以下「委員会」という。)の「二輪車安全運転講習推進要綱」及び「二輪車安全運転講習(取得時)推進要綱」に基づき、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転し、又は運転しようとする者を対象に、安全運転のための知識及び技能を指導する講習

(2) 原付安全運転講習

原動機付自転車等による交通事故を防止するため、委員会の「原付安全運転講習強化推進要綱」に基づき、原動機付自転車及び総排気量125 C C 以下の普通自動二輪車を運転する者を対象に、安全運転のための知識及び技能を指導する講習

2 留意事項

(1) 講習場所の提供

都道府県二輪車安全運転推進委員会(以下「都道府県委員会」という。)から、講

習の実施に当たり運転免許試験場等警察の管理に係る施設の使用について要請があった場合には、業務に支障のない限り協力すること。

(2) 警察職員の派遣

都道府県委員会から講習の講師として警察職員の派遣要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、可能な限り協力すること。

(3) その他の協力

講習を行う指導員の資質向上を図るための研修会の開催など、都道府県委員会が行う講習内容の充実に資する活動に対しても、可能な限り協力すること。

また、講習の周知、受講者の募集等に関しても、講習が円滑かつ効果的に実施されるよう配慮すること。

3 本通達に対する照会

本通達に関する照会は、運転免許課講習係へされたい。